

諮問庁：国立大学法人千葉大学

諮問日：平成29年7月6日（平成29年（独情）諮問第37号）

答申日：平成29年11月6日（平成29年度（独情）答申第37号）

事件名：特定公益財団法人への事例報告書等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる請求文書1ないし請求文書3（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、①請求文書1及び請求文書2につき、別紙の2に掲げる文書1ないし文書2-2（以下、併せて「本件対象文書1」という。）を特定し、その一部を不開示とし、②請求文書3につき、その一部として別紙の2に掲げる文書3-1ないし文書3-6（以下、併せて「本件対象文書2」という。）を特定し、一部開示し、請求文書3のその余の文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定については、（i）本件対象文書1の一部を不開示としたことにつき、審査請求人が開示すべきとする部分のうち、別紙の3に掲げる部分を開示すべきであり、（ii）請求文書3の開示請求につき、その一部として本件対象文書2を特定し、一部開示し、請求文書3のその余の文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否したことについて、審査請求人が特定すべきとしている「事件後に開かれた調査委員会の報告書」を特定しなかったことは、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、国立大学法人千葉大学（以下「千葉大学」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った平成29年3月16日付け千大総第14-2号による一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）請求1

文書1の不開示部分のうち原処分の法人文書開示決定通知書の不開示理由「①当該事故の概要情報、当該事故に係る患者に関する情報、当該事故に係る医療関係者に関する情報、当該文書の報告日その他の当該事故に係る情報について機構に報告したもの（ただし、一部の事例におい

て本学が過去に公表した内容は除く。)」及び「③当該事故に係る診療科，機構への報告日その他報告内容に係る情報として事務担当者が加筆したメモ」について全部開示を求める。

少なくとも患者，医師の個人情報に係らない部分については開示すべき。そもそもこの報告書は同じような事故が起きないようにするために医師らの間で共有している事案である。過去に別の病院に対し，医療事故に関する同様の情報開示請求をし，開示されたこともあり，千葉大が不開示とする理由はない。過剰な判断と思慮される。

(2) 請求 2

文書 2 - 1 及び文書 2 - 2 の不開示部分について全部開示を求める。

少なくとも個人の特定事項につながらない部分については開示すべき。全てが黒塗りの不開示となっており，過剰な判断と思慮される。

(3) 請求 3

原処分 of 法人文書開示決定通知書「請求文書 3 の一部について存否を明らかにしない理由」について，当該事件後に開かれた調査委員会の報告書の開示を求める。

既に調査委員会が終了していることが公となっており，不開示とする理由がない。

第 3 諮問庁の説明の要旨

1 本件事案の概要

本件は，平成 28 年 12 月 21 日付けの本件請求文書の開示請求に対し，処分庁が平成 29 年 3 月 16 日付け千大総第 14 - 2 号により，本件対象文書の一部を不開示とし，また請求文書の一部について存否を明らかにせず開示請求を拒否する開示決定等処分（原処分）を行ったところ，原処分に対して審査請求が提起されたものである。

2 審査請求人の主張及び諮問庁の説明

(1) 審査請求書中「請求 1」について

審査請求人は，処分庁が原処分において不開示とした「公益財団法人日本医療機能評価機構への事例報告書」に記載された，医療事故について機構に報告した情報等について，原処分を取り消してその全てを開示することを求めており，その理由について，「少なくとも患者，医師の個人情報に係らない部分については開示すべき」こと，報告書の情報は，「同じような事故が起きないようにするために医師らの間で共有」されていること，過去に他の機関に対し「同様の情報開示請求を」行い諮問庁が不開示とした情報に類するものが「開示されたこと」の 3 点を主張するものと解される。

しかしながら，開示決定通知書において明らかにしたとおり，審査請求人が開示を求める部分に記載されている情報は，全体として，当該事

例に係る患者個人に関する情報であって、これらの内容だけでは当該患者個人を特定することができる情報であるとは言えないが、仮にこれらを公にすると、当該患者個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められるため、法5条1号本文後段に基づき不開示とすべきものと思料する。

さらに、開示決定通知書において明らかにしたとおり、審査請求人が開示を求める部分に記載されている情報は、医療事故の発生予防及び再発防止を目的として業務上関係する職員の間で共有することはあっても、通常公にすることは想定されていないものであり、仮に当該情報を公にすることとなると、今後報告すべき事案が発生した場合であっても、診療従事者等が報告をちゅうちょし、忌避し、又は報告の正確性を損なうおそれがあり、医療事故の発生予防及び再発防止に係る事務の適正な遂行に支障が出るおそれがあるものと認められることから、仮に当該不開示部分が法5条1号本文後段に該当しないとしても、なお、同条4号柱書きの規定に基づき不開示としたところである。

また、審査請求人は、他の機関における類似の文書に対する開示請求の結果をもって当該部分を開示するよう主張するが、その事実のみをもって諮問庁が原処分を変更すべき理由はないものと思料する。

(2) 審査請求書中「請求2」について

審査請求人は、諮問庁が原処分においてその一部を不開示とした「学生委員会議事録」及び「教授会議事録」について、原処分を取り消してその全てを開示することを求め、特に「少なくとも個人の特定事項につながらない部分については開示すべき」と主張する。

しかしながら、開示決定通知書において明らかにしたとおり、「学生委員会議事録」及び「教授会議事録」の不開示部分に記載された情報のうち、当該事案に係る学生個人に関する情報であって、当該学生個人を識別することができる部分については、法5条1号本文前段に該当し不開示とすべきである。

また、開示決定通知書において明らかにしたとおり、それ以外の部分については、当該学生の所属等が推測し得るものであるため、当該学生の個人に関する情報であって、これらの内容だけでは当該学生個人を特定することができる情報であるとは言えないが、当該学生個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められ、さらに、「教授会議事録」については、一般に本学の各学部における教授会の議事録は公にされ、又は公にすることが予定されている情報であることから、教授会議事録の記載様式から当該事案に係る学生が所属する部局等を推測できるおそれがあり、法6条2項による部分開示の余地もないものといえるため、法5条1号本文後段に基づき不開示とすべきものと思料する。

(3) 審査請求書中「請求3」について

審査請求人は、請求文書3に関する法人文書として、「当該事件後に開かれた調査委員会の報告書」を開示することを求め、その理由について「すでに調査委員会が終了していることが公になって」いることを主張する。

しかしながら、そもそも請求文書3は、「通達やメールの内容」及び「会議等の議事録」の開示を求めるものであり、請求内容の補正を行った際にも「調査委員会の報告書」に該当する文書を求められた事実はないため、本件請求について本学が「調査委員会の報告書」に該当する文書を特定しなかったことは妥当であり、審査請求人の主張には理由がない。

(4) 以上のことから、原処分を維持することが相当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年7月6日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月21日 審議
- ④ 同年9月4日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同年11月1日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件審査請求について

(1) 本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、

①請求文書1及び請求文書2の開示請求の対象として本件対象文書1を特定し、その一部を法5条1号及び4号柱書きに該当するとして不開示とし、②請求文書3の開示請求の対象となる文書の一部として、本件対象文書2を特定し、その一部を同条1号及び4号柱書きに該当するとして不開示とし、請求文書3のその余の文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否する原処分を行った。

(2) 審査請求人は、文書1の不開示部分のうち「当該事故の概要情報、当該事故に係る患者に関する情報、当該事故に係る医療関係者に関する情報、当該文書の報告日その他の当該事故に係る情報について機構に報告したもの（ただし、一部の事例において千葉大学が過去に公表した内容は除く。）」及び「当該事故に係る診療科、機構への報告日その他報告内容に係る情報として事務担当者が加筆したメモ」並びに文書2-1及び文書2-2の不開示部分は開示すべきである旨主張するところ、諮問庁は、原処分は妥当である旨説明する。

また、請求文書3の開示請求に関し、審査請求書の記載は、原処分の開示決定通知書の存否応答拒否について説明した部分を示し、当該事件

後に開かれた調査委員会の報告書の開示を求めるものとなっているが、
諮問庁は、請求文書3の開示請求において「調査委員会の報告書」に該
当する文書は求められておらず、原処分は妥当である旨説明する。

そこで、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、原処
分において存否応答拒否としたのは「事件後の対応についての会議等の
議事録」の一部のみであって「調査委員会の報告書」に該当する文書は
そもそも存否応答拒否とはされておらず、審査請求書の記載どおりでは
審査請求として成立し得ないため、請求文書3に係る文書の特定全体に
ついて「調査委員会の報告書」を特定しなかったことに関する審査請求
であると善解して諮問したものであるとのことであり、この諮問庁の説
明は否定し難い。

- (3) したがって、当審査会としては、以下、本件対象文書の見分結果を踏
まえ、本件対象文書1の不開示部分のうち審査請求人が開示すべきとす
る部分（以下「本件不開示部分」という。）の不開示情報該当性及び請
求文書3の開示請求の対象として「調査委員会の報告書」を特定しな
かったことの妥当性について判断することとする。

2 本件不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 文書1について

ア 事故の発生要因、改善策等に関する記載の部分について

当該部分は、各医療事故に関する千葉大学医学部附属病院（以下
「附属病院」という。）の具体的対応等が記載されたものであること
が認められ、これを公にすることにより、診療従事者等が報告を
ちゅうちょし、忌避し、又は報告の正確性を損なうおそれがあり、
医療事故の発生予防及び再発防止に係る事務の適正な遂行に支障が
生じるおそれがある旨の諮問庁の説明は否定し難い。

したがって、当該部分は、法5条4号柱書きに該当し、同条1号本
文後段について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であ
る。

イ その他の部分について

当該部分は、いずれも、各医療事故の当事者である患者及び当該医
療事故の内容等に関する具体的な情報が記載された部分であり、当
該患者（個人）の氏名等直接に個人を識別することができる情報は
記載されていないが、当該個人の知人、附属病院の利用者及び関係
者等においてその知り得た情報と照合することにより、個人を特定
できることとなる可能性は否定し難く、個人が特定された場合には、
医療事故の当事者であるという当該個人に関する通常明らかにされ
ることのない情報が明らかとなってその権利利益を害するおそれ
があり、法5条1号本文後段に該当すると認められる。

また、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、千葉大学が過去に公表した内容に対応するもの（原処分で開示済である。）を除き、各医療事故について個別の公表は行っていないとのことであるから、当該部分が法5条1号ただし書イに該当するとは認められず、同号ただし書ロ及びハに該当するとすべき事情も認められない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当し、同条4号柱書きについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(2) 文書2-1について

ア 「学生」と題する部分の記載について

当該部分は理由説明書（上記第3）において「当該事案に係る学生個人に関する情報であって、当該学生個人を識別することができる部分」として説明された部分であり、「飲酒トラブルに関する通達の契機となった事案」の当事者である学生の氏名等が記載された部分であることから、法5条1号本文前段に該当すると認められる。

また、当該部分については、法5条1号ただし書イないしハに該当するとすべき事情はいずれも認められず、特定の個人を識別できることとなる記述等の部分に該当することから法6条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

イ その他の部分について

(ア) 「議題」と題する部分の記載について

当該部分は「飲酒トラブルに関する通達の契機となった事案」の当事者である学生及び当該事案に関する具体的な情報が記載された部分であり、当該学生（個人）の氏名等直接に個人を識別することができる情報は記載されていないが、当該個人の知人、千葉大学の関係者等においてその知り得た情報と照合することにより、個人を特定できることとなる可能性は否定し難く、個人が特定された場合には、当該事案の当事者であるという当該個人に関する通常明らかにされることのない情報が明らかとなってその権利利益を害するおそれがあり、法5条1号本文後段に該当すると認められる。

また、当該部分について法5条1号ただし書イないしハに該当するとすべき事情はいずれも認められない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(イ) 「議題」と題する部分を除く部分の記載について

当該部分について諮問庁は、「飲酒トラブルに関する通達の契機

となった事案」の当事者である学生の所属等が推測し得るものであるため、法5条1号本文後段に該当する旨説明する。

しかしながら、当該部分を公にすることにより推測が可能となる学生の所属組織の規模（人数）等を勘案すれば、「議題」部分を不開示としてなお個人が特定されるおそれがあるとは認め難く、また、当該事案の当事者の所属組織が明らかになること自体が直ちに個人の権利利益を害するとすべき事情も認め難い。

したがって、当該部分（別紙の3（1）に掲げる部分）は、法5条1号には該当せず、開示すべきである。

（3）文書2-2について

ア 2頁目20行目ないし26行目の記載について

当該部分は「飲酒トラブルに関する通達の契機となった事案」の当事者である学生及び当該事案に関する具体的な情報が記載された部分であり、上記（2）イ（ア）と同様の理由により、法5条1号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当である。

イ その余の部分について

当該部分について諮問庁は、学生の所属等が推測し得るものであるため、法5条1号本文後段に該当する旨説明するが、上記（2）イ（イ）と同様の理由により、当該部分（別紙の3（2）に掲げる部分）は同号には該当せず、開示すべきである。

3 請求文書3の開示請求の対象として「調査委員会の報告書」を特定しなかったことの妥当性について

（1）当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、請求文書3の開示請求の対象として「調査委員会の報告書」を特定しなかったことの妥当性について改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

ア 請求文書3の開示請求は、医学部及び附属病院に係る特定事案に関わる「通達やメールの内容」及び「会議等の議事録」の開示を求めるものであり、補正の結果、文書を保有する組織が「大学本部、医学部及び医学部附属病院」と指定されたことから、当該各組織において請求に該当する文書を探索し、存在が確認された文書（存否応答拒否としたものを除く。）の全て（文書3-1ないし文書3-6）を特定し、一部開示したものである。

イ 審査請求人は、「事件後に開かれた調査委員会の報告書」を請求文書3の開示請求の対象として特定すべきである旨主張しているが、理由説明書（上記第3）においても説明したとおり、開示請求書の記載からは当該文書が請求に含まれるとは解し得ず、また、本件開示請求が行われた平成28年12月時点（なお、請求文書3について行われた補正は上述の文書の保有部局等に関するもののみで、文書の内容に

関する部分は含まれていない。)においては、調査委員会の設置は公表されていたが、調査自体は継続中であって、調査結果の報告は行われていなかったため、請求文書3の開示請求の対象として特定すべき文書に当該文書が含まれることはあり得ないと考える。

ウ 以上のことから、諮問庁としては、請求文書3に係る審査請求について、原処分は妥当であったと考える。

(2) 請求文書3に係る本件開示請求書の記載は上記諮問庁の説明のとおりであると認められ、「事件後に開かれた調査委員会の報告書」は請求文書3の開示請求の対象として特定すべき文書には該当しない旨の説明については、これを覆すに足る事情は認められない。

したがって、審査請求人が特定すべきとする「事件後に開かれた調査委員会の報告書」が請求文書3の開示請求の対象として特定すべき文書であるとは認められず、これを特定しなかったことは、妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、①請求文書1及び請求文書2につき、本件対象文書1を特定し、その一部を法5条1号及び4号柱書きに該当するとして不開示とし、②請求文書3につき、その一部として本件対象文書2を特定し、一部開示し、請求文書3のその余の文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定については、(i)本件対象文書1の一部を不開示としたことについては、審査請求人が開示すべきとする部分のうち、別紙の3に掲げる部分を除く部分は、同条1号及び4号柱書きに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であるが、別紙の3に掲げる部分は、同条1号及び4号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきであり、また、(ii)請求文書3の開示請求につき、その一部として本件対象文書2を特定し、一部開示し、請求文書3のその余の文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否したことについて、審査請求人が特定すべきとしている「事件後に開かれた調査委員会の報告書」を特定しなかったことは、当該文書は請求文書3の開示請求の対象として特定すべき文書であるとは認められないので、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 泉本小夜子, 委員 山本隆司

別紙

1 本件請求文書

請求文書 1 平成 24 年度から平成 28 年度までの間に、医学部附属病院で発生した事案で公益財団法人日本医療機能評価機構に「医療事故情報」として報告したものについて、事案の発生日時、場所、事故発生からその後の患者の経過等事案の概要、再発防止策の検討等を記載した文書

請求文書 2 平成 24 年度から平成 28 年度までの間に、学生や教職員に対して発した飲酒トラブル（飲酒によって死亡、重篤となったケースや、未成年の飲酒等法律に違反したケース）に関する通達（大学本部、医学部及び同附属病院のもの）の契機となった事案について、発生日時、場所、発生した事実の経過が記載された文書

請求文書 3 平成 28 年に発生した千葉大学医学部の学生による特定事件に関して、当該事故が発覚して以後、法人として事件を受けて学生、教職員に対して発した通達やメールの内容及び、事件後の対応についての会議等の議事録（大学本部、医学部及び同附属病院のもの）

2 本件対象文書

文書 1 公益財団法人日本医療機能評価機構への事例報告書

文書 2 - 1 学生委員会議事録

文書 2 - 2 教授会議事録

文書 3 - 1 本学学生による不祥事に係る一斉配信メール

文書 3 - 2 懇親会等の自粛について（医学部附属病院職員宛て）

文書 3 - 3 懇親会等の自粛について（医学部職員宛て）

文書 3 - 4 懇親会等の自粛について（医学部学生宛て）

文書 3 - 5 平成 28 年度第 2 回医学研究院臨時教授会・医学部臨時教授会議事要旨

文書 3 - 6 平成 28 年度第 8 回医学研究院教授会・医学部教授会議事要旨

3 本件不開示部分のうち、開示すべき部分

(1) 文書 2 - 1 のうち、以下の部分を除く部分

ア 「学生」と題する部分の記載

イ 「議題」と題する部分の記載

(2) 文書 2 - 2 のうち、2 頁目 20 行目ないし 26 行目の記載を除く部分